

特定秘密保護法

わたしたちの暮らしのこんなところにも！

公務員でもないし、私たち市民には関係ないのではと、そんな風に思ってしまいます。ところが法案は、大変なことになっています。「防衛」「外交」「テロリズム」「特定有害活動（スパイ活動など）」の4つの分野で、何が特定の秘密なのか、いつ、誰が、どこで、「秘密」と特定するのでしょうか。すべて政府が決め、指定基準もなく、それをチェックする機関もありません。たとえば、第12条で定める「テロリズム」の定義はつぎの通りです。さらに特定秘密取扱者として適性があるか否かを判断するために、配偶者、事実婚にある者、両親・子・兄弟姉妹の犯罪・薬物・飲酒歴、精神疾患・金銭貸借関係の調査まですることになっています。もうプライバシーなんてないですね。

第12条（一部）：テロリズム（とは）政治上その他の主義主張に基づき、国もしくは他人にこれを強要し、又は社会に不安もしくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他を破壊するための活動を言う。

条文の中の「その他」・「別表」がこわい！

この法案の条文にはなんと、36もの「その他」の文字があり、「特定秘密」の範囲が限りなく拡大されてしまうのです。「別表」には、分野ごとに特定秘密を列挙し23項に及びますが、10件の「その他」が登場するのです。

報道の自由と知る権利は

第21条2項：出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

何が「著しく不当」なのかは捜査当局が行うというのですから、その曖昧さと拡大解釈への不安に、11月11日、TVでおなじみのキャスターたちも声をあげました。

